



定 款

一般財団法人山口県遺族連盟

一般財団法人山口県遺族連盟新定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人山口県遺族連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を山口県山口市旭通り一丁目11番6号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、戦没者の英霊顕彰、道義の高揚及び恒久平和並びに戦没者遺族及びその他の親族（以下「遺族」という。）の処遇改善を始めとする福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 英霊の顕彰及び慰霊に関する事業
 - (2) 遺族の処遇向上及び福利厚生に関する事業
 - (3) 遺族会の育成指導に関する事業
 - (4) 各種表彰等に関する事業
 - (5) 遺族の生活相談事業
 - (6) 遺児による戦跡地慰霊巡拝及び友好親善事業並びに遺骨帰還事業等の促進
 - (7) 遺族の靖国神社参拝事業
 - (8) 機関誌の発行
 - (9) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、山口県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 本連盟の財産は、基本財産及び通常財産の2種とする。

2 基本財産は、本連盟の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 通常財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、本連盟の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらか

じめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本連盟の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長（代表理事）が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長（代表理事）が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

4 公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

5 定款については、主たる事務所に備え置くものとする。

6 貸借対照表については、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 本連盟に、評議員10名以上17名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 合併契約の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（代表理事）が招集する。

- 2 評議員は、会長（代表理事）に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、評議員会の日の1週間前までに評議員に対して、書面で通知を発することを要する。ただし、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選によって選任する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 事業の全部の譲渡
 - (6) 合併契約の承認

(7) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略等)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 前条の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長（代表理事）とし、4名を副会長（業務執行理事）とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長（代表理事）及び副会長（業務執行理事）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長（代表理事）は、法令及びこの定款で定めるところにより、本連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長（業務執行理事）は、理事会において別に定めるところにより、本連盟の業務を分担執行する。
- 4 会長（代表理事）は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対しては、評議員会で別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理 事 会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本連盟の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長（代表理事）及び副会長（業務執行理事）の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長（代表理事）が招集する。

2 会長（代表理事）が欠けたとき又は会長（代表理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、通知を発することを要する。ただし理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長（代表理事）がこれに当たる。

2 会長（代表理事）が欠けたとき又は会長（代表理事）に事故があるときは、副会長（業務執

行理事)が理事会の議長となる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

3 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告については、摘要しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長(代表理事)及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

3 当該理事会に会長(代表理事)が欠席したときは、出席した理事及び監事の全員が第1項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 本連盟は、次の事由により解散する。

- (1) 基本財産の滅失による本連盟の目的である事業の成功の不能
- (2) その他法令で定められた事由

(剰余金の分配の制限)

第36条 本連盟は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第37条 本連盟が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第38条 本連盟の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 事務局その他

(事務局)

第39条 本連盟に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、会長（代表理事）が理事会の承認を得て、任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長（代表理事）が任免する。

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長（代表理事）が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 本連盟の最初の会長（代表理事）は市來健之助とする。
- 4 本連盟の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 平岡邦夫

評議員 野村好人

評議員 長久棟次

評議員 藤田欣司

評議員 角 京子

評議員 行本素二

評議員 伊藤尚文

評議員 高井 仁

評議員 吉岡征一

評議員 村上義夫

評議員 内藤政美

評議員 刀禰忠義

評議員 大知香代子

評議員 岡野洋典

評議員 中岡章夫

評議員 山根実人

評議員 金子千代松

- 5 本連盟の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事 中村利孝

理 事 高木和文

理 事 重田良子

理 事 市來健之助

理 事 山村信忠

理事 大賀正枝
理事 塩飽尚子
理事 岩村 誠
理事 藤井泰治
理事 植田秀明
監事 大木敏司
監事 藤本 健